

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：奈良県金属くず営業条例
根 抱 条 項：第3条第1項
処 分 の 概 要：営業の許可
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>奈良県金属くず営業条例第4条（許可の基準） 奈良県金属くず営業条例施行規則第2条（申請及び届出の手続）、第3条（許可の申請）、第3条の2（心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>奈良県金属くず営業条例第4条各号の欠格要件に該当しないなど奈良県金属くず営業条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。</p>
標 準 处 理 期 間：40日
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、申請する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：奈良県金属くず営業条例
根 抱 条 項：第5条第3項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 奈良県金属くず営業条例施行規則第5条第1項、第2項（許可証の書換え）
審 査 基 準：
標準処理期間：14日
申 請 先： 申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日作成

法 令 名：奈良県金属くず営業条例
根 抱 条 項：第 5 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 奈良県金属くず営業条例施行規則第 6 条第 1 項、第 2 項（許可証の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先： 申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：